

鯖江市 干ばつ対策事業補助金取扱いについて

1. 目的

異常気象に伴う農作物への被害を未然に防止するため、土地改良区等の団体が行う農業用水を緊急に確保するための干ばつ対策等に対し助成します。

2. 補助事業者

土地改良区、福井県農業協同組合、共同施行者、各集落の組織（農家組合、用水組合、耕作組合、町（区長））

3. 事業発動要件

連続旱天日数（5mm/日以下）が 20 日以上 もしくは 30 日間の総雨量 100mm 以下
※詳細な事業発動要件については土木課農林整備 G にお問い合わせください。

4. 事業費要件

渇水対策に取り組む団地あたり 10 万円以上

5. 補助対象事業

① 工事費

- ・ 水路の掘削、井戸の掘削、送水管の設置、揚水機の設置、およびこれに伴う動力線の架設等の付帯工事
- ・ 干害・渇水対策に必要な仮設工事

② 購入費・賃借費

- ・ 揚水機および付属部品の購入、賃借、燃料費等（電力契約料、電気料含む）
- ・ 農業用水を確保するためのタンクの購入および賃借、給水車、タンク車等の賃借

主な補助対象外事業は以下の通りです。

《既存施設》既存施設の更新・修理は**対象外**。既存の補給水ポンプも**対象外**。

《労務費》日当を含む労務費は**対象外**。その他、個人に支払われる経費は**対象外**。

※詳細な補助対象事業については土木課農林整備 G に問い合わせください。

6. 対象農地

干害対策を実施する一連の団地

（地域の圃区の一部ではなく、団地、水系で干害を受けていること）

7. 補助率

補助対象経費の 50%以内

8. 補助金申請方法

鯖江市補助金等交付規則第 4 条により補助金等交付申請書(様式第 1 号)を土木課農林整備Gに提出してください。

※申請については、土地改良区、農家組合等、組織単位での申請となりますので、詳細な申請方法については、土木課農林整備Gにお問い合わせください。

9. 留意事項

補助金を申請される際には、経費に係る**領収書**、**写真等**の提出が必要となりますので、あらかじめご注意ください。